山田小学校いじめ防止基本方針

~ いじめは絶対に許さない山田小 ~

◆ はじめに ◆

学校教育において「いじめ問題」は、重大な人権課題です。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長を妨げるだけでなく、生命の危険さえも生じさせるものです。そのような「いじめ」を未然に防止するためには、学校において「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、道徳教育の充実をはじめ様々な教育活動を総合的に実践する中で、望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、規範意識の醸成も推進していくことが重要であり、学校の教育活動全体を通して、それらに取り組んでいくことが求められます。

そこで、本校の児童が、一人ひとりの生命や安全、人としての尊厳が脅かされることなく、自己有用感を味わいながら「有意義で充実した学校生活を送る」ことができるように、教職員が共通理解を図り、組織として対応する体制をつくり、機能させていくために、「山田小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後、本方針をもとに、保護者や地域、関係機関と連携しながら教職員一丸となって取り組み、「いじめのない学校づくり」を推進していきたいと思います。

◆ 本校が行ういじめの防止等に関する取り組み ◆

1 いじめの未然防止のための取り組みの推進について

本校では教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合え る態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していきます。

全ての児童が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要だと考えています。

そのためには、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育の推進や積極的な体験活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等の多角的な教育を進めていくことが大切だと考えており、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

①道徳教育を充実し、豊かな心の育成に努めます

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。道徳の授業を大切にし、あいさつ運動やたてわり活動を通して、規範意識や思いやりの心を育てます。

②体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育みます

児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進します。また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進するとともに、たてわり班での清掃活動などを通して異学年交流等の取り組みを充実させます。

③児童の主体的な活動の推進

いじめを許さない風土を児童の中から醸成していくため、児童会において、いじめ撲滅や命の 大切さを呼びかける活動等、主体的な活動を推進します。

④情報モラル教育に取り組みます

インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組みます。

また、保護者に対しても、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発を繰り返します。

⑤児童がストレスを感じない学校づくりを推進します

児童がいじめへ向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。児童の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考えています。「わかる授業」の創造や基礎基本を身につけるための取り組みを充実させ、「学習に対するストレス」を軽減します。また、30分間の業間「心を育てる時間」の活動を通して、ストレスを感じない人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組みます。

⑥教職員の資質向上を目指します

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。

⑦地域や家庭との連携を促進します

保護者や地域の方々が児童の悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後子ども楽級など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機 意識をもって児童を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

①教育相談体制の充実を図ります

教職員は、適切なカウンセリングマインドを持ち、児童が何でも相談できる人間関係づくりに 努めます。

また、定期的な教育相談体制を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的に行うなど、児童の実態を把握するための取り組みを積極的に行います。

②校内の情報共有体制を整備します

校内での児童の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの 判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら組織的・積極的な指導支援を行っていく校内 の生徒指導体制の充実を図ります。

③地域や家庭への情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、いじめに関する情報(疑いも含む)を察知した時点ですぐに学校へ連 絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行います。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた児童への支援を最優先としながら、 関係する保護者と連携し、加害児童への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ 働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する児童だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取 り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察 に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

重大事態と思われるいじめの例 -

- ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

①いじめを認知した時点ですみやかに対応を行います

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保 護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。また、教育委員会に報告し、教育委員会等 関係機関との連携による事案解決に向けた取り組みを迅速に行っていきます。

②事実の明確化に努めます

いじめの実態については、多くの児童が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしな ければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともあります。しかし、関係 者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い、事実を明確にしていき、保 護者に伝えていきます。

重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もある ので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

③被害児童への支援を最優先に取り組みます

被害児童等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支 援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発 防止に向けた取り組みをできるだけ明確に被害児童等の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

④毅然とした姿勢で加害児童への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような 事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害児童等をいじめに向かわせた 要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取り組みを行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼します。

⑤いじめの構造を意識して集団への指導も行います

いじめには被害児童と加害児童という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造があります。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害児童を支えることができる風土を構築していきます。

⑥インターネット上の不適切な書き込み等への対応

インターネット上の不適切な書き込み等を行った児童が特定できる場合には、加害児童に対しては、被害児童に与える影響の大きさを十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童に対する精神的ケアを行います。また、ネットいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを全児童に理解させるために、その都度情報モラルや法的責任についての全体指導を行い、被害者が受ける心の痛みを想像させることや、軽はずみな行動でも法的責任が問われること等を指導します。

⑦いじめの解消と継続的な指導

解消している状況に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、 教職員は被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察し、再発防止に取り組みます。

⑧多様な外部人材の活用等を活用し問題解決に努めます

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。

3 いじめに対応する校内組織の編成について

いじめの未然防止のための本校の取り組みや発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の活性化に努めます。この委員会は、 校内の教職員だけでなく、外部の関係者にも参画していただくとともに、教育委員会とも連携を 持ちながら運営していきます。

委員会の構成員

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- PTA会長

委員会の役割

- 被害児童の支援
- ・事実確認のための役割分担
- ・指導方針の確認と役割分担